

秋田市告示第322号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定代理納付者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年12月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定代理納付者の名称および所在地  
S B ペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
別紙（省略）のとおり
- 3 指定代理納付者を指定した年月日  
令和3年12月13日